

## 防火対象物（建物）を所有等している皆さまへ

消防法令等では、建物の面積や使用用途、階数、収容人員、窓の大きさやガラスの厚みなどによって、消防用設備等の設置基準が規定されています。

建物の増築、改築等を行う場合、新たなテナントの入居や入れ替りがある場合は、“消防用設備等の設置義務が発生する場合”がありますので、**事前に消防本部 予防室までご相談下さい。**



〒518-0701

三重県名張市鴻之台1番町2番地

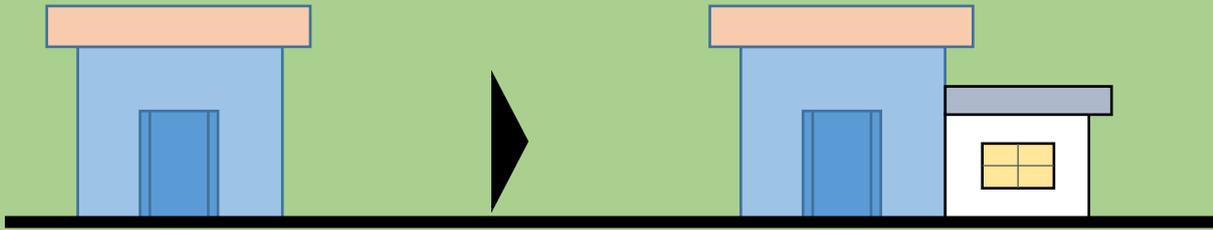
名張市消防本部 予防室

電話：0595-63-1412



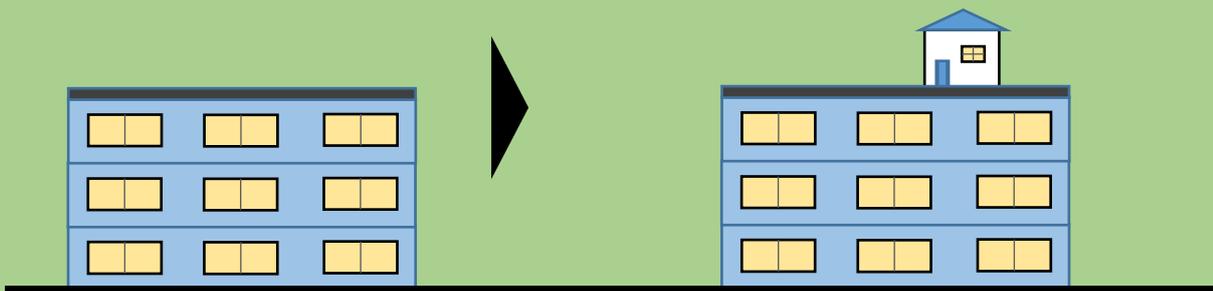
## 増築する場合

☆面積の増加に伴い、消防用設備等の設置義務が発生する可能性があります。



## 階数を増加する場合

☆建物の階数によって規制している消防用設備等があります。  
回数が増えると消防用設備等の設置義務が発生する場合があります。



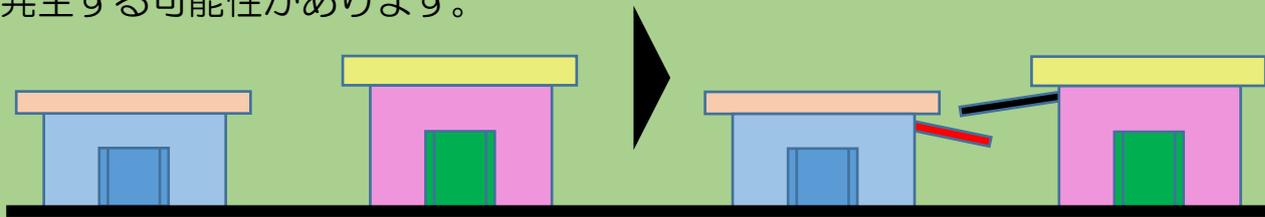
## 隣接建物と接続する場合

☆今まで、別々の建物としていたものが1棟の建物となり、  
面積の増加、構造の変更等により消防用設備等の設置義務が  
発生する可能性があります。



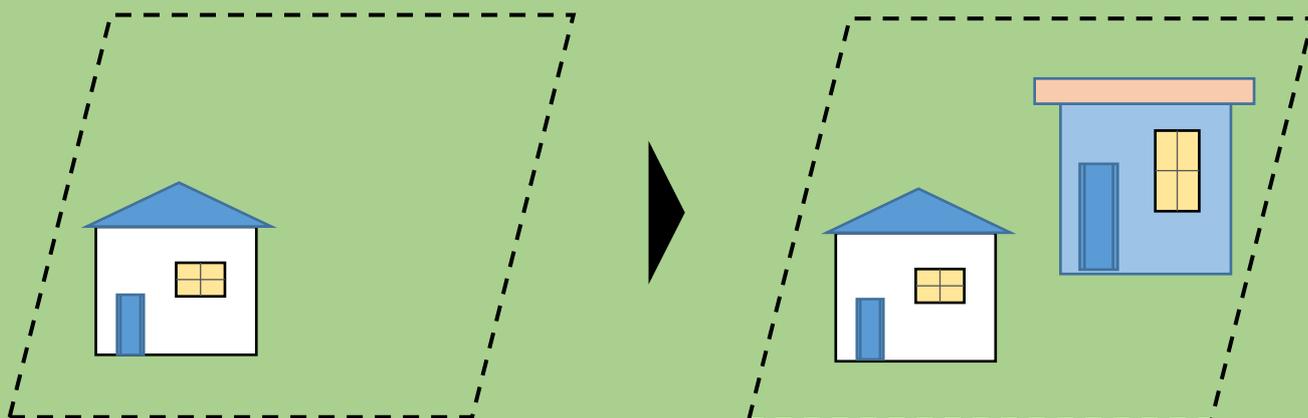
## 建物に庇を設置する場合

☆今まで、別々の建物としていたものが1棟の建物となり、面積の増加、構造の変更等により消防用設備等の設置義務が発生する可能性があります。



## 敷地内に建物等を増築する場合

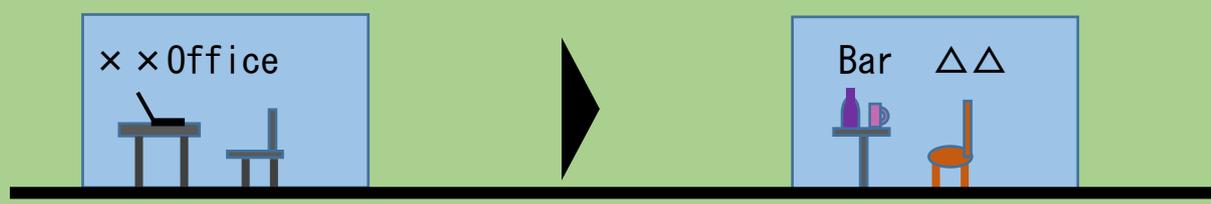
☆敷地内の建物の面積の合計で必要となる。消防用設備等もあるため敷地内増築により消防用設備等の設置義務が発生する可能性があります。



## 建物の用途やテナントを変更する場合

☆飲食店、物品販売店や診療所などの不特定多数の方が利用する用途は、消防法令等の規制が厳しくなっています。

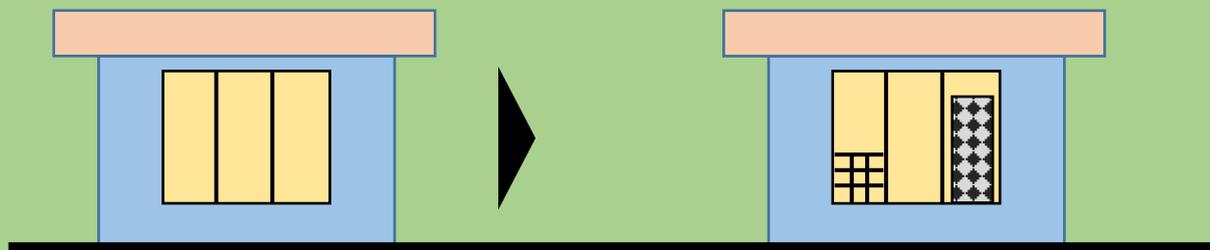
事務所などから飲食店などに用途変更する場合は、消防用設備等の設置義務が発生する場合があります。



## 窓などの開口部の変更や窓の前に棚等を設置する場合

☆避難上、または、消火活動上有効な開口部を有しない階は「無窓階」といい、消防法令等の規制が厳しくなっています。

窓などの開口部の変更や窓の前に棚等を設置すると「無窓階」となる場合があります。



## 建物の内装を変更する場合

☆壁や天井の仕上げを難燃材料にして、屋内消火栓設備等の設置を免除している場合がありますので注意が必要です。

## 耐火構造の壁、床、または、防火設備を改修する場合

☆区画形成により、消防用設備等の設置を免除している場合があります。

